

## 富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会(以下「協議会」という。)が実施する富士北麓エコツーリズム推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、富士北麓駐車場を拠点とした周遊観光を促進するとともに、環境に配慮した観光スタイルの定着を図ることを目的とする。

### (補助対象事業等)

第3条 知事は、次の各号に掲げる事業の実施に必要な経費であって、別表に掲げるもののうち必要と認められるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1)パンフレット等作成事業
- (2)モニタツアー実施事業
- (3)イベント開催事業
- (4)広報宣伝事業
- (5)自転車レンタル事業

2 補助金の額は補助対象経費の額から国庫補助金、事業収入を控除した額の1/2以内の額とする。

### (補助金交付の申請)

第4条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、交付の決定を行い、決定の内容を協議会に通知するものとする。

### (補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受け

た補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7条 協議会は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

- 第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 協議会は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費
富士北麓エコツーリズム推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業実施のために必要な経費

様式第 1 号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- ( 1 ) 事業計画書
- ( 2 ) 収支予算書
- ( 3 ) その他必要な書類

様式第2号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

参考となる書類を添付すること。

様式第4号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考資料
- 4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_  
(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別(当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_

様式第5号

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった富士北麓エコツーリズム推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

単位：円

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_
- (2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別(当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_